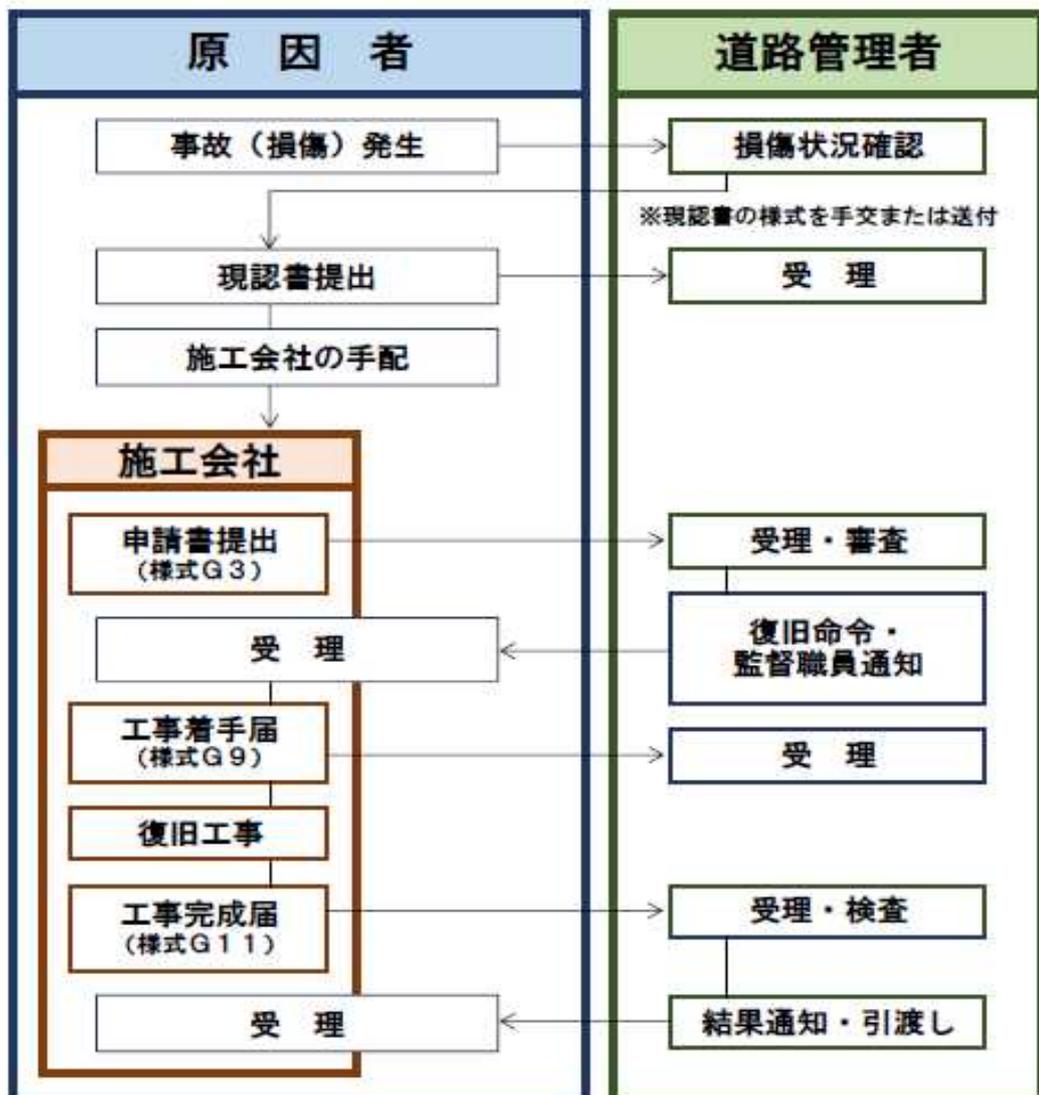


道路の損傷復旧

交通事故などによって、防護柵や道路照明、道路標識などの道路施設が損傷した場合、原因者（道路施設の損傷を生じさせた者）の負担により早期に復旧する必要があります。

原因者は、道路を管理している「道路管理者」に対して次のとおり手続きを行う必要がありますが、詳細については問い合わせのうえ、担当者の指示に従い手続きを進めてください。

<概略フロー>



<原因者が提出する書類>

- ・ 道路損傷現認・負担書

【添付書類】自動車保険証券の写し（任意対物保険）

※様式を手交または送付しますので、必要事項を記載し、必要書類を添付して道路管理者へ提出してください。

<施工会社が提出する書類>

- ・ 施工計画等確認申請書・・・・・・・・[様式G3、記載例等](#)

【添付書類】施工内容等を明らかにした図面その他必要書類（位置図、施工方法、工程表、構造図、交通規制図、緊急時体制表、損傷状況写真、建設業許可証の写し等）

- ・ 工事着手届・・・・・・・・・・・・[様式G9](#)

【添付書類】道路使用許可書の写し（道路交通法第77条）等

- ・ 工事完成届・・・・・・・・・・・・[様式G11](#)

【添付書類】工事写真（施工前、施工中、施工後、材料写真）、竣工図等

- ・ 変更届・・・・・・・・・・・・[様式G10](#)

【添付書類】変更工程表等

※様式をダウンロードして必要事項を記載し、必要書類を添付して道路管理者へ提出してください。

<施行会社の手配>

道路利用者の安全確保や二次被害防止等のため、損傷した道路施設は早期かつ確実に復旧する必要があることから、該当業種の建設業許可を受けており、かつ、施行する復旧工事と同種工事の施工実績がある施工会社を手配してください。

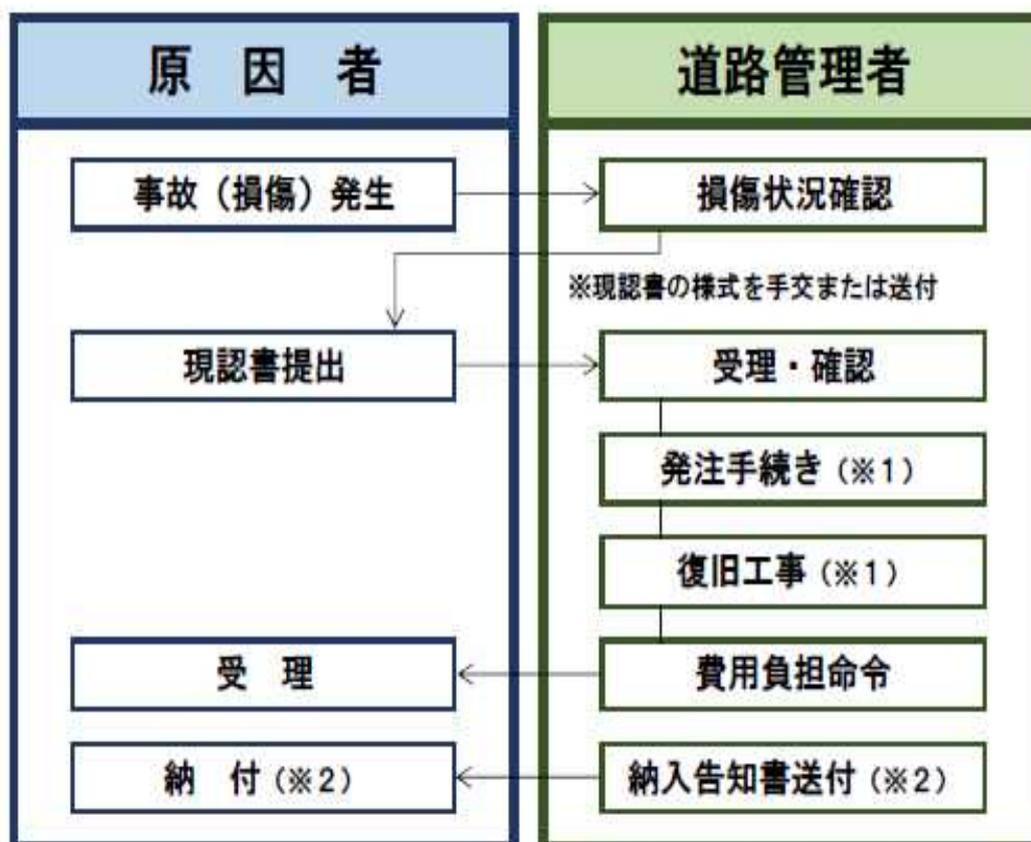
※建設業許可を受けた会社は、[有資格業者公表名簿（北陸地方整備局）](#)から確認することができます。

※施工実績は国土交通省が発注する工事に限りませんが、国土交通省の発注に係る近年の受注実績は、[入札情報サービス（PPI）](#)から確認することができます。

○道路管理者が復旧する場合

道路施設の損傷状況等から緊急的に復旧しないと道路管理上支障となる場合や、原因者施行では早期かつ確実な復旧が認められない場合等により、道路管理者が損傷した道路施設を復旧し、道路法に基づき原因者にその復旧費用の負担を命じることがあります。

<概略フロー（道路管理者が復旧する場合）>



※1 損傷状況等によっては、それぞれ長期間要する場合があります。

※2 復旧費用を支払うために必要な「納入告知書」が財務省会計センターから原因者あてに送付されますので、金融機関に「納入告知書」を持参して復旧費用を納付してください。

なお、期限までに納付せず督促を行った場合は、延滞金が発生します。督促されてもなお納付しない場合は、法律に基づき強制徴収（差押え等）などの必要な手続きを行います。